

糸魚川市スポーツ協会弔慰金支給規程

（目的）

第1条 この規程は、糸魚川市スポーツ協会の理事・顧問等（以下「役員」という。）の弔慰金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給の範囲）

第2条 弔慰金を支給する役員は、次のとおりとする。

- （1）顧問
- （2）会長
- （3）副会長
- （4）理事長
- （5）理事
- （6）監事

（見舞）

第3条 役員が傷病のため1ヶ月以上入院した場合は、傷病見舞金として5,000円を支給する。

（弔慰）

第4条 香典として役員に10,000円を支給する。

2 役員以外の弔慰については、会長・副会長が協議し支給する。

第5条 役員等がこの規程に定める弔事が発生したときは、その事態を会長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正する。